

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び

(税込み・配送料実費) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 3 目 (火) (2019年)

No. **14990** 1部370円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査 会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 (MF天満橋ビル8階)[電話]06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆主要判決全文紹介[東京地裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪東京地方裁判所≫

特許権侵害差止等請求事件

(シール付き印刷物及びその製造方法-構成要件「前記紙本体の少なくとも一箇所を 折り重ねることによって形成されるシール領域と、「の充足性) [上](全2回)

- 平成29年(ワ)第30826号、平成31年3月26日判決言渡ー

事案の概要

本件は、発明の名称を「シール付き印刷物及びその製造方法」とする特許権(特許第5773395号)を有す る原告が、被告が製造、販売等した被告製品が本件発明1の技術的範囲に属するとともに、被告製品を 製造する方法は別紙目録記載2の製造方法(本件方法)であり、本件方法は本件発明2の技術的範囲に属 し、被告による被告製品の製造、譲渡等並びに本件方法の使用及び本件方法により製造した被告製品の 譲渡等は上記特許権を侵害すると主張して、被告製品の製造、譲渡等の差止め、本件方法の使用の差止め、 本件方法により製造した被告製品の譲渡等の差止め及び被告製品の廃棄を求めるとともに、損害賠償金

医薬・化学・バイオの特許調査

知財情報センター

1 0120-921-997 E-mail: ships@jaici.or.jp

A SHIPS

特許調査 **SHIPS**



遺伝子 細胞 化粧品 ポリマー 抗体 農薬 調査実績: 無機物 有機 EL 電池 液晶 機能性材料 他多数

及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

争点は、被告製品は本件発明1の技術的範囲に属するか否か(争点1)、被告製品は本件方法により製 造されたか否か(争点2)、本件発明1に係る特許が特許無効審判により無効にされるべきものか(争点 3)、及び原告の損害の額(争点4)である。

本件特許の請求項1記載の本件発明1は、次のとおり構成要件に分説することができる。

- 1 A シールと剥がした前記シールを貼り付ける台紙とが一体になったシール付き印刷物であって、
- 1 B 少なくとも前記シール及び前記台紙となる印刷が施された紙本体と、
- 1 C 前記紙本体の少なくとも一箇所を折り重ねることによって形成されるシール領域と、
- 1D 前記シール領域以外の前記紙本体に形成される台紙領域とを備え、
- 1E 前記シール領域に形成されるシールの少なくとも一つは、本体を横断する起立用折目と、前記 起立用折目を境に裏面の両側にそれぞれ形成される粘着部及び非粘着部とを有する起立シール である
- 1 F ことを特徴とするシール付き印刷物。
- また、請求項4記載の本件発明2は、次のとおり構成要件に分説することができる。
- 請求項1乃至3のいずれか一項に記載のシール付き印刷物の製造方法であって、
- 2 B 前記紙本体に少なくとも前記シール及び前記台紙となる印刷を施す工程と、
- 前記紙本体の第1面の前記シールの剥離面とする領域にコーティング層を形成する工程と、 2 C
- 2D 前記紙本体の第1面の前記シール領域の前記起立シールの非粘着部以外に粘着層を形成する工 程と、
- 2 E 前記紙本体を折り曲げることによって前記粘着層と前記コーティング層とを貼り合わせてシー ル領域を形成する工程と、
- 2F 前記シール領域において前記紙本体の上層を切り抜いて前記起立シールを含むシール形状を形 成する工程とを備えた
- 2G ことを特徴とするシール付き印刷物の製造方法。

判示事項

1 本件発明1及び2の技術的意義

本件明細書の記載によれば、本件発明1及び2は、シールとこれを貼り付ける台紙とが一体となっ たシール付き印刷物及びその製造方法に関する発明であり、シール及び台紙となる印刷がされた紙本 体を折り重ねてシール領域を形成することによって、起立シールを含むシール付き印刷物を容易に製 造することができ、また起立シールを立たせた立体的な広がりのある使い方をすることができるとい う点に技術的意義があると認められる。

- 2 争点1-1 (「台紙」、「台紙領域」の充足性) について
 - 2.1 構成要件1A、1Dについて

台紙とは、一般的に「物を貼りつける土台とする紙」という意味を有するところ、特許請求の範囲 の記載によれば、本件発明1における「台紙」とは、同印刷物から剥がしたシールを貼り付ける土台 となる紙部分であり、シールが印刷されたシール領域以外に形成され、台紙として利用するための 印刷が施されたものを意味すると解され、「台紙領域」は、紙本体のうち、シール領域以外の領域で あり、台紙となる領域を意味すると解される。

2.2 被告製品について

被告製品は本件本体ブックと本件シールブックの2冊の印刷物から構成されている。 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件シールブックの表紙部分には表題が、見開き部分には本件